

県では、平成25年11月28日から12月27日の間、長崎県環境影響評価条例の改正についてのパブリックコメントを実施しているところですが、これに関連して平成25年12月16日付けで貴会からいただいた要望書に対し、所管をしている環境政策課長から、以下のとおりお答えさせていただきます。

今後とも、県政に対するご助言とご協力をお願い申し上げます。

平成25年12月26日

長崎県知事 中村 法道

今回の「長崎県環境影響評価条例の改正」について貴会からお尋ねいただきました下記3点についてお答えします。

記

1. 環境保全の上で改正になるのか

長崎県は、昭和55年に環境影響評価事務指導要綱を定め、平成9年の環境影響評価法制定を受け、平成11年に環境影響評価条例を制定して環境保全に努めているところです。

一方、環境アセスメントの実施には相当の時間と費用を要することから、対象規模未満での土地の開発等が少なからず発生している状況にあります。

その結果、県の環境部局への情報提供が行なわれずに土地の造成が行なわれ、十分な調査も行なわれないまま自然資源や動植物の生息場が失

われる結果ともなっています。

そこで、事業者が環境影響評価制度に取り組みやすくすることで、環境アセスメントの本来の目的を十分に達成させること、また、県下の環境に関する情報を整理し、環境保全の観点から特に保全すべき地域を事業者、県民、行政が共有することが必要であるとの認識に至ったところです。

今回の改正による判定制度の導入は、このような背景を踏まえ、県があらかじめ、判定に必要な環境情報を整理することで環境に配慮すべき項目を明確にしておき、事業者が事業計画の段階で届け出た地域において、環境アセスメントの要・否を判定しようとするものです。

このようなことから、今回の改正は、環境保全上の前進につながると考えています。

## 2. 各種の環境保全関係計画との整合性

長崎県環境基本条例に基づき策定された「長崎県環境基本計画」は、本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。その上位計画である「長崎県総合計画」の基本理念は「産業が輝く、人が輝く、地域が輝く長崎県づくり」です。この理念のもと、安全・安心で快適な地域をつくる政策のひとつに、ご指摘の「人と自然が共生する地域づくり」があげられています。

県では、このような施策体系のもとに、環境に配慮した上で、地域経済が浮上するための対策を展開しているところです。

生物多様性戦略としては、平成20年に成立した生物多様性基本法第25条に「事業立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推

進」があげられており、平成23年の環境影響評価法の改正、また昨年度の長崎県環境影響評価条例の改正における事業立案の段階等での配慮書の導入につながっております。

国土利用計画法に基づき策定された「長崎県土地利用計画書」では、自然公園地域、自然保全地域において、自然保護が最優先されるのはもちろん、県土の大部分を占める森林地域、農業地域においては、基本的に本来の土地利用目的以外の利用は認められておらず、各種法令により規制しています。

また同法で「一体の都市として総合的に開発し、整備し、および保全する必要がある地域」であると規定されている都市地域においても、長崎県土地利用計画書で、環境と調和した土地利用を目指し一定の規制を行なっています。

これに対し、環境影響評価は、規制手段ではなく、事業者の自主的な環境配慮を誘導する情報的手段です。環境アセスメントを実施しない場合も土地利用に関する各種規制や公害防止にかかる諸規制は課せられます。

今回の改正は、環境影響評価制度そのものが有効に活用され、事業者と住民との十分なコミュニケーションを図るために、いたずらに事業者に負担をかけず、取り組みやすい制度とすることにも配慮したものです。

なお、要望書で、小規模開発についても判定制度を取り入れることを提案いただいておりますが、環境アセスメントは基本的に「規模が大きく環境に与える影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象とするものです。

### 3. 県民合意への姿勢

今回の改正にあたっては、長崎県環境審議会へ諮問したうえで、審議会に条例改正についての検討部会を設置して、部会案をまとめ、今回のパブリックコメントを実施しています。パブリックコメントでいただいたご意見については十分検討を行い、必要に応じて施策に反映させたいと考えております。

以上のように、今回の改正は、環境影響評価制度の本来の目的を十分に発揮することを目指したものですので、ご理解いただきますようお願いします。

長崎県環境政策課長 小嶺 和伸